

国立大学法人富山大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

平成 28 年 3 月 17 日制定

令和 6 年 4 月 23 日改正

(目的)

第 1 条 国立大学法人富山大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定）に即して、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の職員（非常勤職員含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第 2 条第 1 号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいい、本学における教育、研究、診療その他本学が行う活動全般において、そこに参加するすべての者で、障害者手帳の所持者に限られない。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 部局 学部、教養教育院、研究科、学環、和漢医薬学総合研究所、附属病院、附属図書館、機構、学内共同教育研究施設、学外との連携による教育研究施設、保健管理センター、未病研究センター、ダイバーシティ推進センター及び事務局をいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第 3 条 この対応要領において、「不当な差別的取扱い」とは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育、研究、診療その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、又は障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。また、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益、本学の教育、研究、診療その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、

理解を得よう努めなければならない。その際、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、相互理解を図ることが求められる。

- 3 この対応要領において、「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号に掲げる要素等を考慮し、具体的な状況等に依りて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得よう努めなければならない。その際には、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めて柔軟に対応を検討することが求められる。
 - (1) 教育、研究、診療その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
 - (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - (3) 費用・負担の程度
 - (4) 本学の規模、財政・財務状況

(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害者に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者、監督責任者及び監督者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。
- (2) 総括監督責任者 理事又は特命理事をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 監督責任者 附属病院長をもって充て、最高管理責任者を補佐し、附属病院における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、附属病院における監督補助者を指定し、附属病院における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 監督者 部局（附属病院を除く。）の長をもって充て、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における監督補助者を指定し、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 監督補助者 監督責任者及び監督者の指定する者をもって充て、監督者（附属病院においては監督責任者）を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。

(監督補助者の責務)

第5条 監督補助者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督補助者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督者（附属病院においては監督責任者）に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第6条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、前項に当たり、別紙の対応要領における留意事項（以下「別紙留意事項」という。）に留意するものとする。

（合理的配慮の提供）

第7条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。また、障害のある性的マイノリティについても同様に留意する。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことも有効である。

2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び障害の特性等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者とその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するために障害者との建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めなければならない。

3 職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

（相談体制の整備）

第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) アクセシビリティ・コミュニケーション支援室
- (2) 保健管理センター
- (3) 学生相談室
- (4) 医療福祉サポートセンター
- (5) 監督補助者
- (6) 最高管理責任者が必要と認めた者

(紛争の防止等のための体制の整備)

第9条 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別的取扱い, 合理的配慮の不提供等)に関する紛争の防止又は解決を図るための組織は, 次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学生支援センター会議
- (2) 倫理室
- (3) 医療福祉サポートセンター運営委員会
- (4) 最高管理責任者が必要と認めた場合に設置する第三者委員会

(情報公開)

第10条 本学は, 障害者に対する支援の方針, 相談体制及び合理的配慮の事例等をウェブサイト等を通じて公開することとする。

(職員への研修・啓発)

第11条 本学は, 障害者差別解消の推進を図るため, 職員に対し, 次の各号に掲げる研修・啓発を行うものとする。

- (1) 新たに職員となった者に対して, 障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- (2) 新たに監督補助者となった職員に対して, 障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- (3) その他職員に対し, 障害特性を理解させるとともに, 障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による意識の啓発

(対応要領の見直し)

第12条 本学は, 技術の進展, 社会情勢の変化等が, 合理的配慮の内容, 程度等に大きな進展をもたらすとともに, 実施に伴う負担を軽減し得ることを鑑み, 必要に応じてこの要領を見直し, 適時, 充実を図るものとする。この場合, 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに, 国際的な動向も勘案する。

(懲戒処分等)

第13条 職員が, 障害者に対して不当な差別的取扱いを繰り返す場合, 又は過重な負担がないにもかかわらず繰り返し合理的配慮を提供しなかった場合, その態様等によっては, 職務上の義務に反し, 又は

職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

附 則

この対応要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この対応要領は、令和 6 年 4 月 23 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

対応要領における留意事項

対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに関する例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり、不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）

（以下、例示）

- 障害があることを理由に受験を拒否すること。
- 障害があることを理由に入学を拒否すること。
- 障害があることを理由に授業科目の履修を拒否すること。
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること。
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応を拒否すること。
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウム等への出席を拒否すること。
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 情報保障手段を用意できないからという理由で、障害学生等の授業科目の履修や研修、講習、実習等への参加を拒否すること。
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に学内の施設利用を拒否又は制限すること。
- 障害学生等の意思表明を支援する際の授業科目担当教員、支援担当者による過度な干渉やハラスメント（苦痛を与えるような行為）を行うこと。

（正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例）

（以下、例示）

- 実習において、アレルギーとなる材料を使用するなど、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害者に対し、アレルギーとならない材料に代替し、別の部屋で実習を設定すること。

第2 合理的配慮の提供に関する考え方（第7条関係）

法は、障害者の権利に関する条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、障害者が受ける制限が、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、本学の教育・研究の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、教育・研究の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する。

また、本学が合理的配慮を決定するに当たっては、障害者本人を含む関係者間において、可能な限り建設的対話による合意形成・共通理解を図った上で決定し、提供することが望まれる。その際、部局の担当者が障害者本人のニーズをヒアリングし、これに基づいて迅速に配慮内容を調整できるようにするなど、意思表明のプロセスを支援することが重要である。

障害者が求める配慮内容について、過重な負担と判断された場合は、障害者の意思表明に沿った代替となる配慮について、再度、建設的対話を行うものとする。

なお、合理的配慮提供までの合意形成プロセスの具体例は以下のとおりである。

（例1）入学に当たって車椅子利用学生から大学構内のバリアフリー化の要請を受けるケース

① 配慮要請

本人から、大学構内のバリアフリー化を要請。

② 理由となる障害（特性）

肢体不自由（下肢）により、構内では、常時、車椅子の利用が必要。

③ 配慮内容の検討

- i 本人の所属学部からアクセシビリティ・コミュニケーション支援室（以下「支援室」という。）に連絡がある。
- ii 支援室にて、本人と面談を行い、障害の状態と本人の意思を確認し、具体的な支援ニーズを把握する。
- iii 学生支援センター会議で、実行可能な配慮を検討した結果、以下の案が浮かび上がる。
 - （ア）本人が頻繁に利用する棟の入口の自動ドア化と移動ルート上の段差解消を行う。
 - （イ）授業ごとの移動の距離を減らすために当該教室を変更する等の調整を行う。
 - （ウ）必要に応じてガイドヘルプを行う。

④ 合理的配慮に関する合意形成

iiiの結果を本人に伝え、支援内容の説明を行い、異議がないかを照会する。

⑤ 配慮提供又は代替案の再検討

合意に至った場合も配慮が適切であるかを検討するために本人との定期的な面談を行い、状況を確認する。

(例2) 自閉症スペクトラム障害のある学生から授業中に講義内容の聞きもらしがあり困っていると相談を受けるケース

① 配慮要請

相談時には本人からの配慮要請はない。

② 理由となる障害(特性)

自閉症スペクトラム障害の特性として、言葉の意味に厳密で講義内容で気になる点があるとそれにこだわり、考え続けてしまい、授業に集中できなくなってしまうことがあるが、本人もどのような配慮が必要かわからない状態。

③ 配慮内容の検討

i 授業に関する困り感と理解度を確認し、背景にある障害特性と照らし合わせ、本人が工夫できる点について検討する。同時にどのような配慮があれば良いかについて話し合う。

ii 本人の工夫で授業内容が理解できる授業科目と、本人の工夫ではうまく行かない授業科目があることが判明し、障害特性によるものではないかとの判断を行う。

④ 合理的配慮に関する合意形成

i ICレコーダーの使用が有効ではないかとの結論に至り、本人もICレコーダーを試してみるとの意思を表明する。

ii 学科教員及び授業科目担当教員、事務職員、支援室員で支援会議を行い、本人の障害特性を伝えるとともに有効な配慮についての根拠を示し、ICレコーダーの使用を検討する。

iii 教授会又は学科会議で審議し、ICレコーダーの使用を許可する。

⑤ 配慮提供又は代替案の再検討

④の結果を本人に伝え、その後の定期面談で、ICレコーダーの有効性を検証し、効果がない場合は、別の対処法や配慮について再検討を行う。

第3 合理的配慮に関する例(第7条関係)

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。なお、これらの例は、あくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。
- 移動に困難のある学生等が参加している授業科目で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。
- 視覚障害者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること、その際、同性の職員がいる場合は、本人の希望に応じて同性の職員が案内すること。
- 積雪時に車椅子利用者や移動に困難のある学生等の教室間移動を円滑にするため、移動ルートの確保に努めること。
- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。

(合理的配慮に当たり得る情報保障の配慮の例)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム等の情報保障を行うこと。
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 聞き取りに困難のある学生等が履修している授業科目で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例)

- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- 入学試験や定期試験において、注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく文書や黒板に書いて示すなど、視覚的な情報として伝えること。
- 間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的・具体的な表現を使って説明すること。
- 授業中のディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 事務手続きの際に、職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。

- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、授業内での指示や事務的な手続きや申請の手順を文字やイラスト等でわかりやすく伝えること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

以下の例示については、特に教育・研究の目的・内容・機能に照らし、その本質的な変更には及ばないことに留意すること。また、時間的経過による障害の状態の変化及び支援ニーズの変化も考慮して、配慮内容が適切であるかどうかについて、その後も適宜、障害のある学生等への聞き取りを行うことが重要である。

- 入学試験及び定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験又は支援機器の利用、点字又は拡大文字の使用、休憩時間の調整等を認めたりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- 大学行事、講演、講習、研修等において、個別に適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 教育実習、病棟実習等の実習による授業科目において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業科目を他の形態の授業科目に代替すること。
- 実験・実習等において、障害の特性により指示の伝達や作業の補助等が必要となる場合に、特別にティーチングアシスタントを配置する等の配慮を行うこと。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- 障害により特定の作業が難しい学生等に対し、職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること。
- 障害特性により、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- 履修登録の際、機能障害による制約を受けにくい授業科目を確実に履修できるようにすること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認等を個別に行うこと。
- 病気療養等で学習空白が生じる学生等に対して、ICTを活用した学習活動や補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業への出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の履修者でなくとも入室を認めること。
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、

次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- 自由席で開講している授業において、弱視の学生等からスクリーンや板書等がよく見える席での受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せず、一律に「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。
- 視覚障害者が、点字ブロックの無いイベント会場内の移動に必要な支援を求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、参加や支援を断ること。
- 学生等が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室など代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

(以下、例示)

- オンライン授業の配信のみを行っている場合に、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた際、字幕や音声文字変換システムの利用など代替措置を検討した上で、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備を有していないことを理由に、当該対応を断ること（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）。
- 図書館等において、混雑時に視覚障害者から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）。
- 発達障害等の特性のある学生から、得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位として認定してほしい（卒業要件を変更して単位認定をしてほしい）と要望された場合、不得意科目における環境調整や受講方法の調整などの支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、本学におけるディプロマ・ポリシーに照らし、教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたることから、当該対応を断ること（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）。

さらに、環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

(合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例)

(以下、例示)

- 障害者差別解消の推進を図るための職員への学内研修を実施（環境の整備）するとともに、職員が、学生一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと（合理的配慮）。
- エレベーターの設置といった学内施設のバリアフリー化を進める（環境の整備）とともに、肢体不自由のある学生等が、実験室等で実験実施の補助を必要とした際に、その補助を行うティーチングアシスタント等を提供すること（合理的配慮）。
- 障害者から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手續における適切な代筆の仕方について研修を行う（環境の整備）とともに、障害者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら担当者が代筆すること（合理的配慮）。
- オンラインでの申込手續が必要な場合に、手續を行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手續に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う（合理的配慮）とともに、以後、障害者がオンライン申込みの際に不便を感じることをないよう、ウェブサイトの改良を行うこと（環境の整備）。
- 講演会等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする（環境の整備）とともに、申し出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること（合理的配慮）。